**〔別紙１〕**

**平成３０年度届出「介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類」について**

（１）必要な書類は以下のとおりです。

1. 事業所単位で届出する場合

ア　介護職員処遇改善計画書（別紙様式２）

イ　就業規則及び労働保険料を納入していることを証明できる書類の写し

注１：就業規則とは別に賃金規定を定めている場合には、その写しも必要です。

ウ　職員の職位・職務内容に応じた「任用要件」及び「賃金体系」を整備した書面

注２：キャリアパス要件Ⅰに該当すると選択した場合に必要です。ただし、提出した就業規則・賃金規定等において整備した内容がわかる場合、提出は不要です。

エ　研修計画書

注３：キャリアパス要件の要件Ⅱのアを選択した場合に必要です。

オ　昇給の仕組みについて明文化した書面

注４：キャリアパス要件Ⅲに該当すると選択した場合に必要です。ただし、提出した就業規則・賃金規定等及び「ウ　職員の職位・職務内容に応じた「任用要件」及び「賃金体系」を整備した書面」において整備した内容がわかる場合、提出は不要です。

カ　特別な事情に係る届出書（別紙様式４）

注５：賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合に必要です。

1. 複数事業所を取りまとめて届出する場合（法人単位）

ア　介護職員処遇改善計画書（別紙様式２）

イ　介護職員処遇改善計画書（指定権者内事業所一覧表）（別紙様式２（添付書類１））

ウ　介護職員処遇改善計画書（届出対象都道府県内一覧表）（別紙様式２（添付書類２））

エ　介護職員処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）（別紙様式２（添付書類３））

オ　就業規則及び労働保険料を納入していることを証明できる書類の写し

注１：就業規則とは別に賃金規定を定めている場合には、その写しも必要です。

カ　職員の職位・職務内容に応じた「任用要件」及び「賃金体系」を整備した書面

注２：キャリアパス要件Ⅰに該当すると選択した場合に必要です。ただし、提出した就業規則・賃金規定等において整備した内容がわかる場合は、提出は不要です。

キ　研修計画書

注３：キャリアパス要件の要件Ⅱのアを選択した場合に必要です。

ク　昇給の仕組みについて明文化した書面

注４：キャリアパス要件Ⅲに該当すると選択した場合に必要です。ただし、提出した就業規則・賃金規定等及び「ウ　職員の職位・職務内容に応じた「任用要件」及び「賃金体系」を整備した書面」において整備した内容がわかる場合は、提出は不要です。

ケ　特別な事情に係る届出書（別紙様式４）

注５：賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合に必要です。

注：複数の事業所を取りまとめて届け出る場合は、**指定権者ごと**に届出が必要です。